

筑西市市長交際費支出基準

(平成21年2月10日改正)

項目	基準	支出額等	
葬儀香料	市議会議員等の市の公職にある方で、市長が必要と認めたとき	本人の死亡	10,000円
		配偶者の死亡	5,000円
		一親等の血族・姻族の死亡	5,000円
	その他、市に功労があった方又は関係の深い方で、市長が必要と認めたとき	本人の死亡	5,000円～
		配偶者の死亡	5,000円
		一親等の血族・姻族の死亡	5,000円
葬儀供物等	市議会議員等の市の公職にある方が死亡した場合で、市長が必要と認めたとき	生花等	
	その他、市に功労があった方又は関係の深い方で、市長が必要と認めたとき	生花等	
	市職員（本人）が死亡したとき	生花等	
病気見舞	市の公職にある方が、14日以上療養した場合で、市長が必要と認めたとき	5,000円	
会費	<懇親会費> 新年会・忘年会・歓送迎会・その他の懇親会等で、市長が招待を受け、出席したとき	会費相当額又は 10,000円	
	<祝賀会費> 竣工式・記念式典・祝賀会等で、市長が招待を受け、出席したとき	会費相当額又は 10,000円	
御祝	祭り・イベント等の催事（懇親会・祝宴等を伴わない催事）で、市長が招待を受け、出席したとき ただし、市が補助を行っている団体等については、支出しないものとする。	10,000円	

<p>賛助金</p>	<p>平和運動・ボランティア活動・その他民間団体等が行う活動や事業等（営利目的・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。）で、公益的な場合について、その活動への支援として支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等については、支出しないものとする。</p>	<p>10,000円 又は相当額</p>
	<p>民間団体等（営利目的・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。）で、その趣旨・目的等が、公共的又は公益的なものであるときの賛助会費等として支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等については、支出しないものとする。</p>	<p>会費相当額</p>
<p>渉外物品</p>	<p>行政執行上で、外部との公の交渉、表敬訪問等のため必要な手土産品・贈答品等を購入するとき</p>	<p>相当額</p>
<p>その他</p>	<p>上記のいずれにも属さない場合で、行政執行上のために、市長が必要と認めたとき</p>	<p>相当額</p>